

熊本県地場企業立地促進補助金交付要領

1 地場企業立地促進補助金交付要項第2条関係

- (1) 第1項に定める「地場企業」には、県内に本社を有する企業のほか、県内に本社を有しない企業であって、資本金の額のうち県内資本の割合が50%を超えている企業その他県内本社に準ずるものとして熊本県知事が認める企業も含む。
- (2) 第16項における「独立した事業所等」とは、既存の建物と別建物を建設することをいう。
- (3) 第16項における「当該事業所等の敷地以外」とは、隣接地等であり、かつ、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体となっている場合を除くものとする。

2 地場企業立地促進補助金交付要項第3条関係

- (1) 同条に定める「新規雇用者」とは、適用事業所認定日から操業開始日までの間に新設し、又は増設した事業所等に新たに従事することになる常用の雇用者（派遣職員は含まない）のことで、当該事業所等の新・増設に伴い、県外事業所からの配置転換により当該事業所に従事する人員は雇用者数に含め、退職や県外事業所への配置転換、県内の他の事業所等における配置転換、解雇等によって減員となった人員は雇用者数から控除する。
- (2) 第1項第7号においてブライト企業が操業開始期日を延長する場合、操業開始期日を延長する者の新設の場合の6年目、増設の場合の4年目の労働生産性向上目標は、新設の場合5年目、増設の場合3年目の労働生産性向上目標を準用する。

3 地場企業立地促進補助金交付要項第7条関係

- (1) 補助金の交付対象となる経費に、10分の10又はそれに近い高率な国庫補助金等が含まれる場合、補助金は交付しないものとする。
- (2) (1)における「高率」とは、当分の間、3分の2を超えるものとする。

4 地場企業立地促進補助金交付要項第9条関係

第3項に定める「知事の指定する期間内に分割して交付」とは、1件当たり単年度3億円を超える額の場合とする。